

介護予防・日常生活支援総合事業について

高齢者支援課

1 目的

介護サービスの充実に向けて、2012年度（平成24年度）から地域支援事業に創設された事業で、要支援者と要支援状態となるおそれのある高齢者（二次予防事業対象者）に対して、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービス等を総合的に提供し、支援の充実に努める。

2 事業の効果

従来、制度上の制約から十分なサービス提供ができなかった部分についても、利用者の視点に立った柔軟な対応や、既存の枠組みにとらわれないサービスの提供が可能となる。

- (1) 要介護認定において「要支援」と「非該当」を行き来するような高齢者に対する、切れ目のない総合的なサービスの提供
- (2) 虚弱・引きこもりなど介護保険利用に結び付かない高齢者に対する円滑なサービスの導入
- (3) 自立や社会参加の意欲の高い者に対する、ボランティアによるこの事業への参加や活動の場の提供
- (4) 生活支援の必要性が高い要支援者に対する、地域の実情に応じた、生活を支えるための総合的なサービスの提供

3 実施する事業の概要

要支援者と要支援状態となるおそれのある高齢者（二次予防事業対象者）に対して、地域の多様な社会資源の活用等により、次のサービスを提供する。

- (1) 予防サービス
介護福祉士又はホームヘルパーによる介護予防・生活機能向上を目的とした身体介護などの支援を行う訪問型予防サービス
 - (2) 生活支援サービス
掃除、洗濯などの軽度な生活援助及び栄養改善を目的とした配食サービス
 - (3) ケアマネジメント
地域包括支援センターによるケアマネジメント
- ※ 事業内容については、事業の実施状況を見る中で、適宜見直しを行う。

4 実施時期

2013年（平成25年）4月1日

介護予防・日常生活支援総合事業 2013年度事業概要

○ケアマネジメント

名称	ケアマネジメント
対象者	①要支援者（介護予防支援を受けている者を除く） ②二次予防事業対象者
内容	介護予防を目的として、利用者の選択に基づいた適切なケアマネジメントによる、ケアプランの作成を行う。 ケアプランの様式は要支援者と同様とする。 6か月に1回
費用	1回当りプラン料 4,120円 (内訳)利用者負担なし、全額委託料
サービス提供者	地域包括支援センター ※要支援者については、一部を指定居宅介護支援事業者に委託可能

○予防サービス

名称	(訪問型)介護ヘルパー訪問サービス(仮称)
対象者	①要支援者 ※ただし、予防給付による介護予防訪問介護を利用している場合は、同種のサービス利用とならないこと。 ②要介護状態から改善した二次予防事業対象者のうち、特に身体介護が必要と認められる者
内容	介護予防・生活機能向上を目的として、介護福祉士又はホームヘルパーによる身体介護を行う。 週1回 原則1回1時間
費用	1回当り事業費 2,000円 (内訳)利用者負担 200円 …1割負担 委託料 1,800円
サービス提供者	介護サービス事業者 ※導入当初は福山市社会福祉協議会

○生活支援サービス

名称	生活援助サービス（仮称）
対象者	①要支援者 ※ただし、予防給付による介護予防訪問介護を利用している場合は、同種のサービス利用とならないこと。 ②二次予防事業対象者
内容	清掃、洗濯、調理などの家事援助及び介護保険では対応できない援助のうち、自立した日常生活のために必要な支援を行う。 週1回 原則1回1時間
費用	1回当り事業費 1,700円 （内訳）利用者負担 170円 …1割負担 委託料 1,530円
サービス提供者	介護サービス事業者、民間事業者、NPO法人等地域の社会的資源 ※導入当初は福山市シルバー人材センター、福山市社会福祉協議会

名称	配食サービス
対象者	①要支援者 （二次予防事業対象者は、現行の二次予防事業として実施）
内容	一人暮らし又は高齢者のみの世帯に対し、栄養改善と安否確認のための配食を行う。 月曜から土曜までの内週5日以内
費用	1食当り事業費 700円～760円（事業者により異なる） （内訳）利用者負担 400円～450円 委託料 300円～310円 また、特別食を実施する場合の利用者負担は、別途設定あり
サービス提供者	民間事業者等
備考	ケアプランに基づく利用申出書が必要。利用の決定は市が行う。

介護予防・日常生活支援総合事業 概略図

